（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（特定装置の種類）	
第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。	
一～四十の六　（略）	
四十の七　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。次号において同じ。）の通報音発生装置	
四十の八　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置	
四十一～四十九　（略）	
（指定を受けたものとみなす特定装置）	
第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	

特定装置の種類	規則番号
一・二　（略）	（略）
二の二　第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版
	第百十七号第三改訂版
三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第百十七号第三改訂版
三の二～三の七　（略）	（略）
三の八　第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の九　第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

改正前	
（特定装置の種類）	
第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。	
一～四十の六　（略）	
（新設）	
（新設）	
四十一～四十九　（略）	
（指定を受けたものとみなす特定装置）	
第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	

特定装置の種類	規則番号
一・二　（略）	（略）
二の二　第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版
	第百十七号第二改訂版
三　第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第百十七号第二改訂版
三の二～三の七　（略）	（略）
三の八　第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の九　第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	